

平成16年6月14日
照会先：厚生労働省医薬食品局食品安全部
 基準審査課
課長：中垣
担当：植村（内線 2483）
 監視安全課
課長：南
担当：淵岡（内線 2477）

シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びこれを含む食品の取扱いについて

本日、食品安全委員会かび毒・自然毒等専門調査会にて、シンフィツム（いわゆるコンフリー、以下「コンフリー」という。）及びこれを含む食品の取扱いについて、「コンフリー（*Symphytum spp.*）が原因と思われるヒトの肝静脈閉塞性疾患等の健康被害例が海外において多数報告されていること、また、日本においてコンフリーを使用した健康食品等がインターネットを使って販売されていることなどの情報から、日本においてコンフリーを摂食することによって健康被害が生じるおそれがあると考えられる」旨の意見の一致が見られたところです。

これを受け、厚生労働省は、コンフリーの製造・販売、摂取等に係る留意事項を次のとおり示したところですので、情報提供いたします。

なお、同留意事項については、地方自治体及び関係事業者・消費者団体に対し通知したことを申し添えます。

- (1) コンフリーを製造・販売・輸入等する営業者に求める事項
 - ・ コンフリー及びこれを含む食品の製造・販売・輸入等の自粛
 - ・ 回収等、営業者による自主的な措置の実施
 - ※ 食品安全委員会の食品健康影響評価の結果が正式に示された後、コンフリーに対し、食品衛生法に基づく法的な措置をとることとなる。
- (2) 一般消費者に対し求める事項
 - ・ 販売されたコンフリー及びこれを含む食品の摂取を控えること
 - ・ 自生し、又は自家栽培したコンフリーについても、その摂取を控えること

《参考》シンフィツム（いわゆるコンフリー）とは

別名：ヒレハリソウ

学名：*Symphytum spp.*

（主な種）

Symphytum officinale : 通常のコンフリー

Symphytum asperurn : プリックリーコンフリー

Symphytum x uplandicum : ロシアンコンフリー

（コンフリーを含む製品では、これらの種類が区別されていない場合あるいは交雑種を使っている場合がある。若い芽や若い葉は茹でるなどして食べられることが知られている。）

科名：ムラサキ（*Boraginaceae*）科

原産地：ヨーロッパ、西アジア

シンフィツム（いわゆるコンフリー）に関するQ&A

- Q. 1 シンフィツム（いわゆるコンフリー）とはどのようなものですか。
- A. 1 別名ヒレハリソウともいう。ムラサキ科ヒレハリソウ属の多年草本で、主な種として、通常のコンフリー（*Symphytum officinale*）、プリックリーコンフリー（*Symphytum asperum*）、ロシアンコンフリー（*Symphytum x uplandicum*）などがあります。コーカサスを原産地とし、ヨーロッパから西アジアに分布しています。草丈は60～90cmで、直立し、全身に粗毛が生え、葉は卵形～長卵形。初夏から夏にかけて花茎を伸ばして釣り鐘状の白～薄色の花を咲かせます。我が国には、明治時代に牧草として入り、一時長寿の効果があると宣伝され、広く家庭菜園に普及しました。{参考：丸善食品総合辞典（丸善株式会社）他}
- Q. 2 コンフリーを摂食することでどのような健康被害が知られていますか。
- A. 2 諸外国では、コンフリーを摂取した場合の主要な健康被害として、肝障害が報告されています。主な肝障害は肝静脈閉塞性疾患で、主に肝臓の細静脈の非血栓性閉塞による肝硬変又は肝不全です。主症状は、急性又は慢性の門脈圧亢進、肝肥大、腹痛です。
- Q. 3 コンフリーを含む製品を摂取していますが、どうすればいいですか。
- A. 3 摂取を中止してください。また、気になる症状がある場合には、最寄りの医療機関で診察を受けてください。なお、日本国内でコンフリー又はこれを含む食品を摂取したことによる健康被害事例は、これまで報告されていません。
- Q. 4 自生あるいは栽培しているコンフリーは有害ですか。
- A. 4 自生あるいは栽培しているコンフリーであっても食用とすることで健康被害が生じるおそれがあると考えられるので食用にはしないでください。なお、コンフリーが生育している環境中で生活していてヒトの健康に影響を及ぼすようなことはありません。
- Q. 5 外国ではコンフリーの規制はありますか。
- A. 5 米国では、コンフリーを含む栄養補助食品の自主回収等を勧告しています。カナダでは、コンフリーを含む Natural Health Product については、当局の許可を得ている製品以外は販売禁止となっています。オーストラリアでは、コンフリーの一部の種類は意図的に食品に添加することを禁止する植物とされています。

健康増進法に基づく行政指導について

平成16年5月25日
厚生労働省食品安全部
新開発食品保健対策室

○ 平成15年8月29日、改正健康増進法が施行され、食品として販売する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等が禁止されたことに伴い（同法第32条の2）、厚生労働省、地方厚生局及び各都道府県等において、広告適正化のための監視指導を行っている。

○ これまでに厚生労働省においては、食品のインターネット通信販売を行う事業者を中心に約70社に対して、ガン、糖尿病等の重篤疾病が食品を摂取することで自己治癒できるかのような誇大な表示等の改善を求める行政指導を行っている。

○ 今般、同様の誇大表示を行う書籍であって、その説明の付近に特定の健康食品の販売事業者の連絡先等を記載することで、読者等を特定の健康食品の販売に導く広告と認められる書籍を共同で出版した出版社及び健康食品販売業者に対し、健康食品販売業者の連絡先表示を削除する等、必要な措置等を取るべき旨の行政指導を行った。

健康の保持増進効果等についての虚偽・誇大広告等の表示の禁止

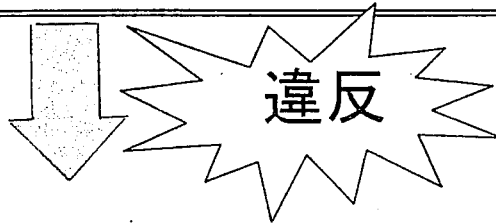
(健康増進法第32条の2、第32条の3関係)

食品として販売されている物について、健康の保持増進の効果等に関し、

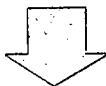
①著しく事実に相違する

②著しく人を誤認させる

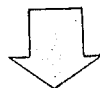
ような広告等の表示をしてはならない。



国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがある場合、その表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告 (厚生労働大臣、地方厚生局長)



正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかった場合、その者に対しその勧告に係る措置をとるべきことを命令 (厚生労働大臣、地方厚生局長)



命令に従わなかった場合、罰則を適用
(6月以下の懲役又は100万円以下の罰金)